

大阪府立生野聴覚支援学校生徒事故裁判の支援運動について

三次署名用紙提出と四次署名のご協力をお願い

12月15日の裁判傍聴と聴覚障害児童交通事故裁判弁護団報告集会について

2021年12月8日(水)午前10時、当協会は、井出安優香さんのご両親とともに、大阪地方裁判所 第15民事部へみなさまからいただいた三次署名用紙を提出しました。9月22日(12月7日までの期間中、全国の皆様から集まった三次署名は、4,231筆(紙署名4,106筆、電子署名125筆)に達し、一次・二次署名と合わせて113,162筆(紙署名93,638筆、電子署名19,524筆)を集めることができました。

下記記事のとおり、次回公判が2月21日(月)に決まり、この日以降も裁判は続きますので、私たちもこれまでの署名運動を引き続き、四次署名としてお願いしていくとともに、今後とも井出安優香さんの裁判を支援していきます。四次署名の提出締切日は1月31日(月)までです。この裁判が、障害をもつすべての人への尊厳をまも

2021年12月15日、10回目公判が行われました。

被告側は井出安優香さんが将来得られるはずだった収入(逸失利益)は一般労働者の平均賃金の約60%の算出根拠を基に減額を主張。原告側は「聴力を補う機器やアプリも進歩し、ICT利活用できこえる人と変わりなく働ける、障害者の雇用の促進等に関する法律にも障害の有無に関係なく雇用機会や待遇を平等にすることが義務化されている。聴覚障害のみに着目し、

り、公正な判断が進められるよう、みなさまにご協力をお願いいたします。

※集めた署名用紙は、公益社団大阪聴覚障害者協会まで郵送するか持ち込んでいただけますようお願いいたします。

【集約先】

公益社団法人大阪聴覚障害者協会
〒537-0025
大阪市東成区中道1-3-59
大阪府立福祉情報
コミュニケーションセンター3階

今後の社会の動向を踏まえ、将来の可能性を低く見ることの根拠はない。人間の尊厳という基本的な理念に立ち、

昨年5月の障害者差別解消法改正で民間事業者による合理的配慮が法的義務化されたことも考慮して算定すべき」と反論し、被告側の主張が差別であることを強く訴えました。また、立命館大学の名誉教授からもそのことを意見書として提出されました。

その後、裁判官から次回の公判までに手話言語通訳者は理解できるとして、UDトール等アプリ、機器の仕組みを確認したいと原告側に意向を示しました。次回の裁判は2月21日(月)午前11時30分からの予定となりました。

同日午後1時30分より大阪弁護士会館で弁護団による報告集会が行われました。今回はライブ中継の形式で行われ、直接出席者だけでなく120を超えるアクセスがありました。まず、井出安優香

さんの父親の努さんが挨拶し、民事訴訟を起してから一年半が過ぎたことに触れ、娘を失ったあと部屋に引きこもり寝込む日が続くなかのあの日夢の中に「いつも見ているよ」と優しい言葉をかけた安優香の姿があつた。被告側が聴覚障害を理由とした逸失利益減額の主張に『どうして安優香が悪いの?』と、涙をためた娘の幻聴ともいえる声が耳から離れない。精神的苦痛は増すばかり。でも、新聞に掲載されたことで、よりたくさんの人を引き寄せるなどの奇跡を起こしてくれ、大阪聴覚障害者協会からの支援と全国各地から署名をいただいた流れに感謝も含めてお話しされました。そして「必ず屈辱を晴らすから、もう少しの間、パパに力を貸してください」と、辛い表情で天井を仰ぎました。

続いて弁護団数人が報告。被告側は事故によって聴力を失ったときの自賠責保険で、

事故前と比べて92%の労働能力を喪失したと見なされることを逸失利益設定の根拠の1つにしています。しかし、この労働能力喪失率には、「実務上、大量の案件を画的に処理するために設けた基準に過ぎず、医学的、社会的根拠がない。」と反論していることを報告しました。

当協会の今西伸行事務局長も登壇し、署名活動の報告と合わせて今回の裁判は全ての障害者の問題であり、社会の根底にある優生思想の考えを取り除かねばならない。裁判では正しい判決が出るよう願っていると話しました。

中岡正人常任理事も質疑応答の場で手話コミュニケーションの大切さを訴えました。

